

## 評議員等の選出方法等に関する規程

本規程は、定款第5条第3項及び同第14条第1項に基づき評議員、役員等の選出方法等について定めるものである。

第1条 評議員の定数は、35名とする。

2 役員の数、定款第13条に定めるとおり、理事は12名（理事長及び副理事長を含む。）以内、監事は2名とする。

第2条 評議員の任期は、選出後2年目の定時社員総会の直前までとする。

2 理事の任期は、定款第15条第1項に定めるとおり前項の定時社員総会の終結のときまでとする。

3 理事長の任期は、前項に拘らず第1項の定時社員総会に続く理事会までとする。

4 監事の任期は、定款第15条第2項に定めるとおり選出後4年目の定時社員総会の終結のときまでとする。

第3条 第1条第1項に定める評議員定数35名は、定款第5条第2項第1号及び第2号の正会員及び学生会員による選挙により選出する。

第4条 前条の選挙は、以下及び別に定める細則に基づき実施する。

### (1) 被選挙人

被選挙人の資格は、第2条の定時社員総会が開催される年の3月1日現在の正会員で次の要件を満たしていること。

- 1) 評議員選挙年度において継続して4年以上の正会員
- 2) 評議員選挙年度の3月1日時点で当年度までの会費を完納していること。

### (2) 立候補者

被選挙人の資格を有し、自ら立候補しようとする者は、定められた期日までに文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

### (3) 選挙人

選挙人としての資格は、第2条の定時社員総会が開催される年の3月1日現在で、当年度までの会費を完納している正会員及び学生会員とする。

### (4) 選挙方法

選挙は、立候補者が定数の35名を超える場合は、5名連記の郵送による無記名投票で行い、有効得票数の多い順に当選人とする。

ただし、立候補者が35名以下の場合は無投票当選とし、それに加えて立候補者を除いた被選挙人を対象に選出数に応じた連記の郵送による無記名投票で選挙を行い、有効得票数の多い順に定数35名に達するまでを当選人とする。

第5条 第1条第2項に定める理事定数12名のうち、12名の全てを改選評議員による選挙により選出する。

その選出は、以下及び別に定める細則に基づき実施する。

(1) 選挙人

選挙人としての資格は、改選評議員とする。

(2) 被選挙人

被選挙人としての資格は、原則として改選評議員とする。

(3) 立候補者

被選挙人の資格を有し、自ら立候補しようとする者は、定められた期日までに文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

(4) 選挙方法

選挙は、立候補者が定数の12名を超える場合は、4名連記の郵送による無記名投票で行い、有効得票数の多い順に当選人とする。

ただし、立候補者が12名以下の場合は無投票当選とし、それに加えて立候補者を除いた評議員を被選挙人として選出数に応じた連記の郵送による無記名投票で選挙を行い、有効得票数の多い順に理事定数12名に達するまでを当選人とする。

第6条 理事長は前条により選出された理事による理事会において、理事の互選により選出する。

2 副理事長、及びその他学会運営を担当する理事は、理事長が理事のうちから指名する。

第7条 理事会は、選挙管理委員会を設置し、評議員と理事の選挙をその管理下で行う。

2 選挙管理委員は理事会が正会員及び学生会員より若干名を選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 選挙管理委員長は、前項の委員の互選により選出する。

4 選挙管理委員会は、評議員選挙の結果を理事会に報告し、当選人への通知をする。理事選挙の結果を社員総会に報告し、社員総会終了時をもって解散する。

第8条 監事は、理事会の推薦に基づき社員総会で決定する。

附則

本規程は、平成10（1998）年11月6日より施行する。

1999年11月13日改訂

2000年11月10日改訂

2001年11月10日改訂

2002年11月9日改訂

2004年11月13日改訂

2010年12月17日改訂

2011年11月5日改訂

2015年11月7日改訂

2017年2月15日改訂

2020年9月18日改訂

2023年5月10日改訂